

県南広域振興局長告示第143号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、市野々土地改良区（一関市）から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成25年9月10日

県南広域振興局長 遠藤達雄

理事

石川秀喜	一関市萩荘字外山146番地2
石川豊司	〃 〃 字南沢38番地
千葉康生	〃 〃 字赤猪子197番地